

市第41号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の4の表中

横浜市立北綱島特別支援学校	横浜市港北区
横浜市立新治特別支援学校	横浜市緑区

を

横浜市立若葉台特別支援学校	横浜市旭区
横浜市立北綱島特別支援学校	横浜市港北区

に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立新治特別支援学校を移転し、及び同校の名称を横浜市立若葉台特別支援学校に変更するため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表（第 3 条）

4 特別支援学校

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市立若葉台特別支援学校	横浜市旭区
横浜市立北綱島特別支援学校	横浜市港北区
横浜市立新治特別支援学校	横浜市緑区
(省 略)	